

鹿児島工業高等専門学校における適切な成績評価の点検に関する申合せ

令和7年11月4日
成績評価妥当性点検専門委員会承認

(目的)

- 1 この申合せは、鹿児島工業高等専門学校における成績評価が適切に行われていることの点検について、手順を明確にすることを目的とする。

(定義)

- 2 この申合せにおいて「協力員」とは、成績評価の確認に関して成績評価妥当性点検専門委員（以下「委員」という。）と協力して取り組むことを成績評価妥当性点検専門委員長（以下「委員長」という。）に認められた教員をいう。
- 3 この申合せにおいて「各種試験」とは、定期試験、中間試験、追試験、再試験、追評価試験、及び再評価のために行う試験をいう。

(手順)

- 4 委員は、年度内に実施する全科目数の3分の1を選択し、成績評価が適切に行われているか点検する科目（以下、点検対象科目とする。）として決定する。
- 5 委員は、必要に応じて協力員と協力の上、点検対象科目について以下の項目を点検する。
 - ①成績評価が適切に行われていることを点検するために必要な資料が予め指定された成績資料保管共有フォルダ内に格納されていること。また、電子データで保管することが適さない資料は教員室等の適切な場所で保管されていること。
 - ②シラバスに基づいた評価が行われていること（シラバスに記載された評価配分と実際に科目担当者が用いた配分が一致していること）
 - ③学修単位科目においては授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載通りに行われていること
 - ④各種試験が規定に基づいて適切に処理されていること
 - ⑤最終成績を整数とする際の端数処理が統一されていること
- 6 委員は、前項で点検した結果をまとめ、成績評価妥当性点検専門委員会（以下「委員会」という。）へ報告する。委員に成績評価が適切に行われているか判断できない科目は、委員会で確認のうえ判断する。

(不適切な事項があった科目の対応)

- 7 委員長は、前項で不適切な事項が確認された科目の担当者に指導を行うとともに再発防止策の提出を指示する。

- 8 前項で指示を受けた科目の担当者は、速やかに再発防止策をまとめ委員長へ提出する。
- 9 委員長は、提出を受けた再発防止策を確認し、必要に応じて再提出を指示することができる。

(報告)

- 10 委員長は、提出を受けた再発防止策を委員会へ報告する。
- 11 委員長は、成績評価に関する不適切な事項の発生件数と再発防止策を各種判定会議等(卒業判定会議、進級判定会議、専攻科学年末成績会議、修了判定会議)において報告し、成績評価が適切に行われていることの確認を行う。
- 12 委員長は、前項で報告及び確認した結果を運営会議へ報告する。

(継続的な改善)

- 13 委員会は、成績評価が適切に行われているかの確認結果を報告書としてまとめ、学内へ共有する。
- 14 委員会は、成績評価が適切に行われているか確認した結果、不適切な事項が見つかった場合は、他の委員会等と相互に連携し、対応を決定する。

附 則

この申合せは、令和7年11月4日から施行し、令和7年4月1日から適用する。